

森林の立木を伐採するときには届け出が必要です!

森林土木課

市町村森林整備計画に従い適切な施業をするために、届出の制度が設けられていますが、令和3年9月に制度が改正されました。

主な改正の内容は？

- ①伐採する者と、伐採後の造林に権限を有する者がそれぞれ伐採及び伐採後の造林の計画を作成の上、共同して届出書を提出すること
- ②伐採作業の委託先や、集材方法等を記載すること
- ③伐採届出に係る森林の状況報告の提出を造林後のはか、伐採直後にも求めること

必要な届け出は？

①立木を伐採するとき

森林が所在する市町へ事前に「伐採及び伐採後の造林の届出書（伐採計画書及び造林計画書）」の提出が必要です。

②伐採が完了したとき

同じく森林が所在する市町へ「伐採に係る森林の状況報告書」の提出が必要です。

③伐採後の造林が完了したとき

同じく森林が所在する市町へ「伐採後の造林に係る森林の状況報告書」の提出が必要です。

誰が提出を行うの？

森林所有者や森林所有者や立木を買い受けた者などです。

立木を伐採する者と伐採後の造林を行う者が異なる場合は、共同で提出します。

例えば、以下のとおりです。

- ◆森林所有者が自分で、あるいは請負によって伐採・造林する場合………単独
- ◆立木買い受け者や伐採業者などが森林所有者から立木を買い受けて伐採し、森林所有者が造林する場合………共同

提出の時期がいつ？

- ①伐採及び伐採後の造林の届出：伐採を始める90日前から30日前まで
- ②伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告：伐採及び伐採後の造林を完了した日からそれぞれ30日以内



伐採後に植栽されたクヌギ

提出をしないとどうなるの？

- ①伐採及び伐採後の造林の届出：100万円以下の罰金（森林法第208条）
- ②伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告：30万円以下の罰金（森林法第210条）

※保安林の（間伐を除く）伐採届については、県央振興局へお問い合わせください。

※保安林の間伐や制度の詳細については森林が所在する市町へお問い合わせください。

市町の問い合わせ先（電話番号）

- ・長崎市農林振興課……………095-820-6564
- ・諫早市林務水産課……………0957-22-2605
- ・大村市農林水産整備課………0957-53-4119
- ・西海市農林緑推進課………0959-37-0070
- ・長与町産業振興課………095-801-5836
- ・時津町産業振興課………095-882-3801
- ・東彼杵町産業振興課………0957-46-1317
- ・川棚町産業振興課………0956-82-5414
- ・波佐見町農林課………0956-85-2980